② 株式会社みずほファイナンシャルグループの契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年５月29日

【勧告の対象となった違反事実】

三井住友信託銀行株式会社（課徴金納付命令対象者）は、平成24年４月１日に同社との吸収合併により消滅した中央三井アセット信託銀行株式会社の業務を承継したものであるが、中央三井アセット信託銀行株式会社は、その締結する３つの投資一任契約に基づき、３つの顧客財産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、株式会社みずほファイナンシャルグループとの株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲及び乙から、同証券会社の他の社員丙が交渉に関して知り、甲及び乙がその職務に関し知った、株式会社みずほファイナンシャルグループの業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受け、この事実が公表される以前の平成22年６月24日に、投資一任契約の相手方である各顧客の計算において、株式会社みずほファイナンシャルグループの株式合計117万8,600株を総額１億8,418万1,825円で売り付けた。

【課徴金額】 ８万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年５月29日
課徴金納付命令日　　平成24年６月27日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ 東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年６月８日

【勧告の対象となった違反事実】

１．First New York Securities L.L.C.（課徴金納付命令対象者）は、同社の自己の資産の運用を行っていた同社所属のトレーダーが、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成22年９月29日午後３時50分より以前の平成22年９月28日に、First New York Securities L.L.C.の計算において、東京電力株式会社の株式合計３万5,000株を総額8,051万8,900円で売り付けた。

２．課徴金納付命令対象者Xは、東京電力株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、東京電力株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表された平成22年９月29日午後３時50分より以前の平成22年９月27日から同月29日までの間に、自己の計算において、東京電力株式会社の株式合計200株を総額44万3,100円で売り付けた。

【課徴金額】

First New York Securities L.L.C.　1,468万円
課徴金納付命令対象者X　６万円

【勧告後の経緯】

（First New York Securities L.L.C.、課徴金納付命令対象者Xとも同日）

審判手続開始決定日　　平成24年６月８日
第１回審判期日（結審）　平成25年４月24日

※ 平成25年５月31日現在、金融庁長官から課徴金納付命令の決定はなされていない。

④ ジャパン・アドバイザリー合同会社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年６月29日（※）

【勧告の対象となった違反事実】

ジャパン・アドバイザリー合同会社（課徴金納付命令対象者）において、外国籍の２つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していた同社社員が、平成22年８月20日に、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙らが交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、日本板硝子の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年８月24日より前の平成22年８月20日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、日本板硝子株式会社の株式合計265万3,000株を総額５億4,178万6,532円で売り付けた。

【課徴金額】 37万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成24年６月29日
第１回審判期日（結審）　平成24年10月17日
課徴金納付命令日　　平成25年１月８日

※ 本件の調査の結果、上記内部者取引規制に違反した行為（金商法第166条第３項前段）に加え、投資助言・代理業を行うことにつき内閣総理大臣の登録を受けていた当社が潜脱的に無登録で投資運用業を営んだ行為（同法第29条）及び法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況（金融商品取引法第40条第２号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第１項第５号）が認められたとして、平成24年６月29日、ジャパン・アドバイザリー合同会社に対する行政処分を求める勧告を行った（附属資料２－４－３⑴②参照）。

⑤ ジャパン・アドバイザリー合同会社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年11月２日

【勧告の対象となった違反事実】

ジャパン・アドバイザリー合同会社（課徴金納付命令対象者）において、外国籍の２つのヘッジファンドの財産を実質的に運用していた同社社員が、平成23年７月５日に、エルピーダメモリ株式会社と株式引受契約の締結の交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、エルピーダメモリ株式会社の業務執行を決定する機関が株式及び転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成23年７月11日より前の平成23年７月６日に、上記外国籍ヘッジファンドの計算において、エルピーダメモリ株式会社の株式合計３万2,600株を総額3,041万4,986円で売り付けた。

【課徴金額】 12万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　　平成24年11月２日
第１回審判期日（結審）　平成25年２月13日
課徴金納付命令日　　平成25年４月16日

⑥ ヤフー株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成24年12月13日

【勧告の対象となった違反事実】

タイガー・アジア・パートナーズ・エルエルシー（課徴金納付命令対象者。以下「タイガー・アジア」という。）は、その業務執行社員らにおいて、ヤフー株式会社の株式につき、平成21年３月17日午後零時30分頃から午後３時頃までの間、同株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値段より高値の上限価格を提示した買付けの計らい注文を複数の証券会社に分散して発注する方法により、同株式の株価を２万4,310円から２万5,340円まで引き上げるなどし、同社が出資する米国籍のヘッジファンド（以下「米国籍ファンド」という。）を含む外国籍の２つのヘッジファンド名義で合計３万2,960株の買付け等を行い、そのうち、タイガー・アジアの計算において、米国籍ファンド名義での１万4,172株の買付け等によって、その出資割合である4.82パーセント相当を取引するなどし、もって、同株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした。